

土屋訪問介護事業所 光センター 居宅介護等運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、光徳産業株式会社が開設する土屋訪問介護事業所 光センター（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 土屋訪問介護事業所 光センター
- 二 所在地 山口県光市光井4丁目27-27

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行う。

- 三 介護従業者等 2名以上（サービス提供責任者を含む）

介護従業者等は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（祝日、12/30～1/3 は除く）
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間行う。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 一 居宅介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 精神障害者
 - エ 難病等対象者
 - オ 障害児
- 二 重度訪問介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 精神障害者
 - エ 難病等対象者

(居宅介護等の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- 二 居宅介護
 - (1) 身体介護
 - (ア) 食事の介護
 - (イ) 排せつの介護
 - (ウ) 衣類着脱の介護
 - (エ) 入浴の介護
 - (オ) 身体の清拭、洗髪
 - (カ) その他必要な身体の介護

（２）家事援助

（ア）調理

（イ）衣類の洗濯、補修

（ウ）住居等の掃除、整理整頓

（エ）生活必需品の買い物

（オ）関係機関との連絡

（カ）その他必要な家事

（３）通院等介助

通院等のために、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。

（ア）身体介護を伴う場合

（ウ）身体介護を伴わない場合

三 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助。

四 全各号に掲げる便宜に付帯する便宜

（二）および（三）に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 居宅介護等を提供した際に受領する必要の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの距離に、1 km あたり100円を乗じて得た額とする。

3 電車・バス等を利用して居宅介護等を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。

4 前各項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に掛かる領収書（第1項については受領書）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（通常の業務の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、光市（離島は除く）周南市（離島は除く）下松市、熊毛郡田布施町・熊毛郡平生町とする。

(緊急時等における対応)

第10条 事業所は、指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(契約時の書面の交付)

第11条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する居宅介護等の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第12条 居宅介護等を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を、居宅介護等の提供の都度記録するものとする。

2 前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から居宅介護等を提供したことについて確認を受けるものとする。

3 事業所は居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存する。

(勤務体制の確保等)

第13条 管理者は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年4回

(衛生管理)

第14条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第17条 居宅介護等の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応等)

第18条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、従業者に対する研修、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等その他必要な措置を講ずるものとする。

(身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針)

第20条 身体拘束適正化のため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

(その他)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、光徳産業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第1回改訂 令和 6年 1月 1日【所在地変更】

第2回改訂 令和 6年 4月 1日【実施地域変更 身体拘束適正化基本方追加】